

福祉医療費助成制度の見直し
に関する申し入れ書

三 重 県 議 会

平成20年1月18日

福祉医療費助成制度の見直しに関する申し入れ書

本県における福祉医療費助成制度については、去る平成19年12月13日、予算決算常任委員会の健康福祉病院分科会において、執行部から、制度の見直し案が提示されたところである。

しかしながら、議会内で異論が相次いだため、議会基本条例第14条に基づく政策討論会議を設置し、参考人招致や、県内市町長に対するアンケートを実施するなど、関係者の意見聴取を行うとともに、県民にとって望ましい助成制度のあり方について議論を重ねてきた。

このたび、こうした議論を基に、県議会としての一定の結論を得たので、下記のとおり申し入れる。

なお、この医療費助成をどう考えるかは、本県の福祉のバロメーターであると考えるところであり、内容を尊重され、市町と十分に協議した上で前向きな対応をお願いしたい。

記

- 1 乳幼児医療費助成の対象年齢は、執行部の見直し案どおり、通院についても就学前まで拡大すべきである。
- 2 障がい者(心身障害者)医療費助成の対象範囲を精神障害者の1級(入院・通院)2級(通院)まで拡大すべきである。
また、障害者自立支援法における3障がい一元化の主旨に沿って、近い将来2級入院まで拡大されるよう検討すべきである。
- 3 福祉医療費受給者に対する所得制限については、現行どおりとするが、そのうち一人親家庭等医療費受給者に対しては、今後所得制限の緩和を検討すべきである。

- 4 福祉医療費の一部負担（自己負担額の2割）については、大多数の市町の理解を得られていない現段階においては、これを導入すべきではなく、今後さらなる対象の拡大など制度の拡充の議論を検討していくなかで慎重に判断すべきである。
- 5 入院時食事代は、給付の対象外とする見直し案となっているが、現行どおり、低所得者に対しては給付対象とすべきである。
- 6 福祉医療費の現物給付に関しては、今回は導入を見送るが、平成19年第3回定例会で「総合的な子育て支援策および『乳幼児医療費助成制度』の拡充について」の請願が全会一致で採択されたこともふまえ、早期に検討すべきである。

以上